

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議
石綿含有仕上塗材について

平成29年12月14日(木)

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

石綿(アスベスト)飛散防止規制

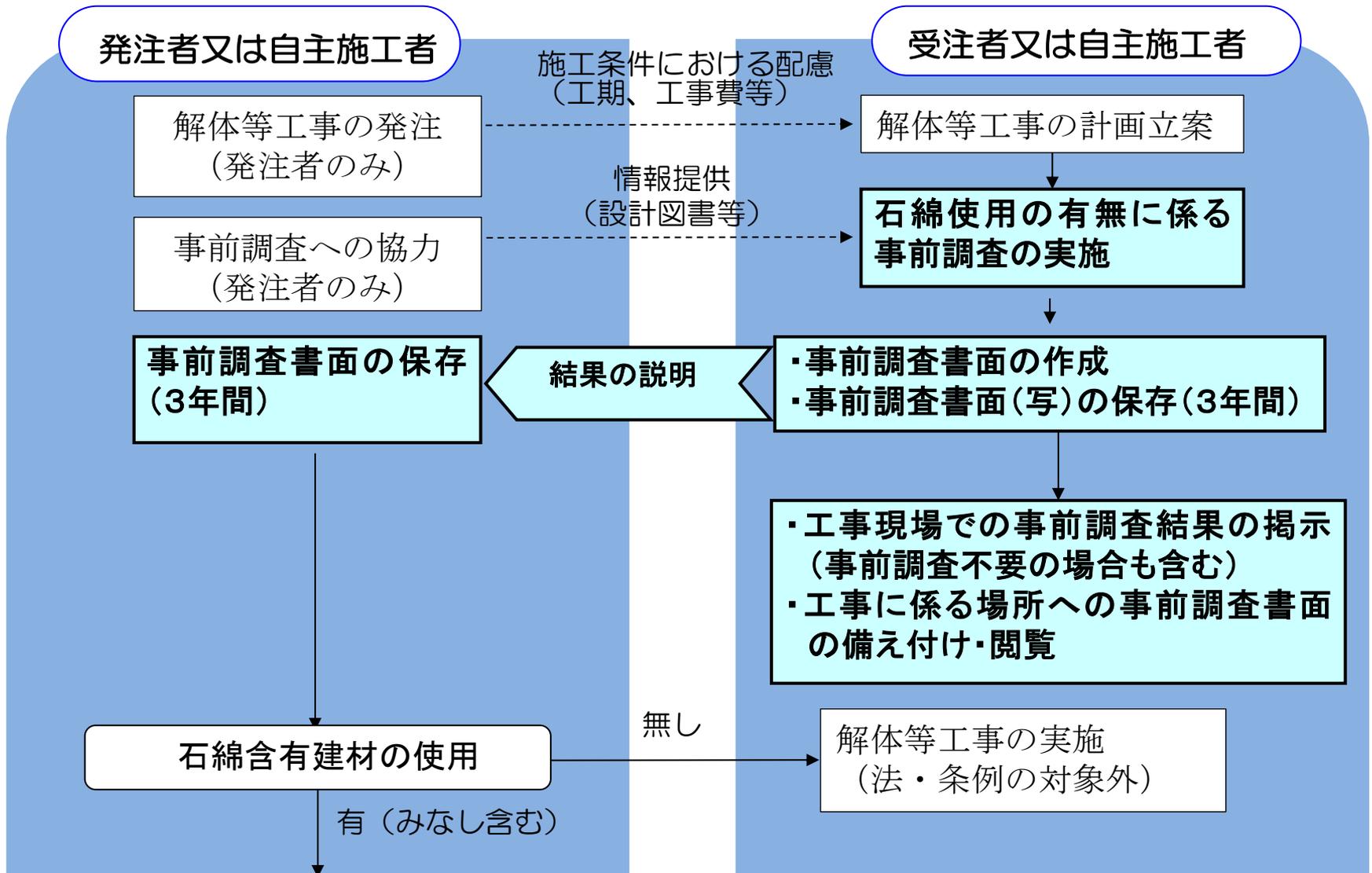
<規制対象及び作業基準>

根拠法令	工事の名称	使用材料	作業基準等※2	届出の規模要件
大気汚染防止法	特定工事	吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の隔離 ・前室の設置 ・前室・作業場所の負圧の維持 ・集じん・排気装置の設置 ・集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定 ・集じん・排気装置の確認の結果の記録・保存 ・薬液等による湿潤化 ・掲示板の設置 <p style="text-align: right;">等</p>	全ての工事 ※1
大阪府生活環境の保全等に関する条例	特定排出等工事	石綿含有成形板	<p>石綿含有成形板使用の全ての建築物等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止幕の設置 ・原則手作業による撤去 ・散水設備の設置 ・除去成形板の破碎の回避 ・掲示板の設置 ・排出水の処理 <p style="text-align: right;">等</p>	1,000㎡以上使用されている場合

※1 法規制対象の石綿含有建材の使用面積50㎡以上の場合、条例の石綿濃度測定計画の届出義務

※2 作業中の敷地境界基準(石綿濃度10本/L)遵守義務

工事時の石綿飛散防止対策の流れ



法・条例に基づく届出

発注者又は自主施工者が行う義務があります。

作業開始の14日前までに

・特定粉じん排出等作業の実施の届出(法)

…全ての特定工事が対象

・石綿排出等作業の実施の届出(条例)

…石綿含有成形板使用面積
1,000㎡以上が対象

届出書には事前調査書面の添付要

大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計画の届出(条例)

…法規制対象の石綿含有建材の使用面積50㎡以上の場合が対象

作業完了報告の確認
(発注者のみ)

特定工事、特定排出等工事の実施

特定粉じん排出等作業、石綿排出等作業の実施

- ①作業基準等の遵守
- ②敷地境界基準(10本/L)の遵守

条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準等及び敷地境界基準を遵守の義務はあります。

敷地境界における大気中の石綿濃度の測定(作業前・中・後)

測定結果の記録・保存
(3年間)

解体等工事の終了

作業指示

測定指示

作業完了の報告

解体等工事に係る罰則等

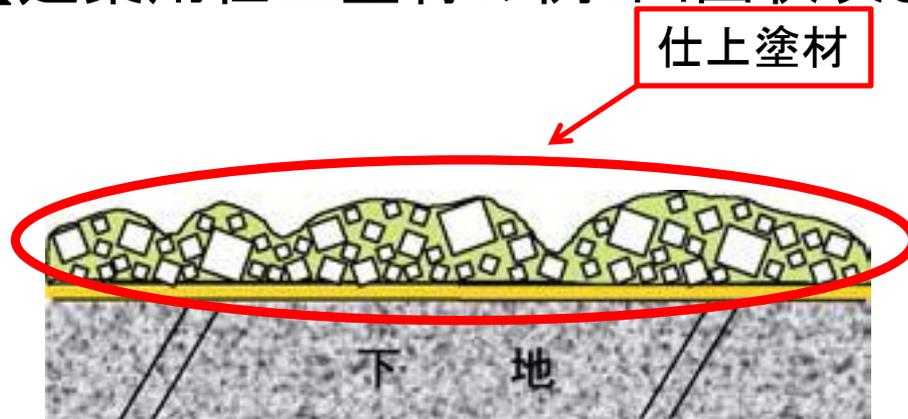
届出をしない又は虚偽の届出	法	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	条例	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
計画変更命令違反	法	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	条例	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
作業(実施)基準適合命令違反 作業一時停止命令違反	法	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	条例	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
知事(市町村長)の求める報告 をしない又は虚偽の報告 立入検査拒否、妨害、忌避	法	30万円以下の罰金
	条例	10万円以下の罰金

石綿含有仕上塗材について

【建築用仕上塗材】

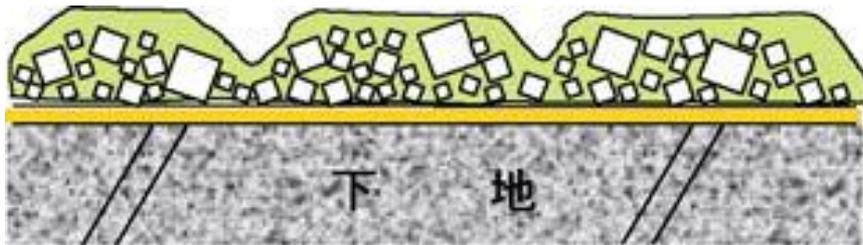
建築用仕上塗材(以下、仕上塗材という。)は、建物の内・外壁及び天井の表面に、美装又は下地の保護を目的に吹付け、ローラー塗り、こて塗りで凹凸模様やゆず肌模様などに仕上げられる材料である。

【建築用仕上塗材の例:凹凸状吹き放し】

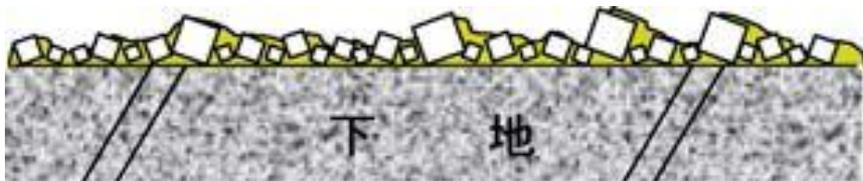


石綿含有仕上塗材について

【建築用仕上塗材の例：ヘッドカット】



【建築用仕上塗材の例：砂壁状】



石綿含有仕上塗材について

平成29年5月30日付けで環境省から石綿含有仕上塗材の取扱いについて通知があった。

(環水大大発第1705301号)

→大阪府HPに掲載。

「大阪府 石綿 Q A」で検索してください
石綿(アスベスト)Q&A No. 97

●環境省通知の内容①

通知文抜粋

石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。

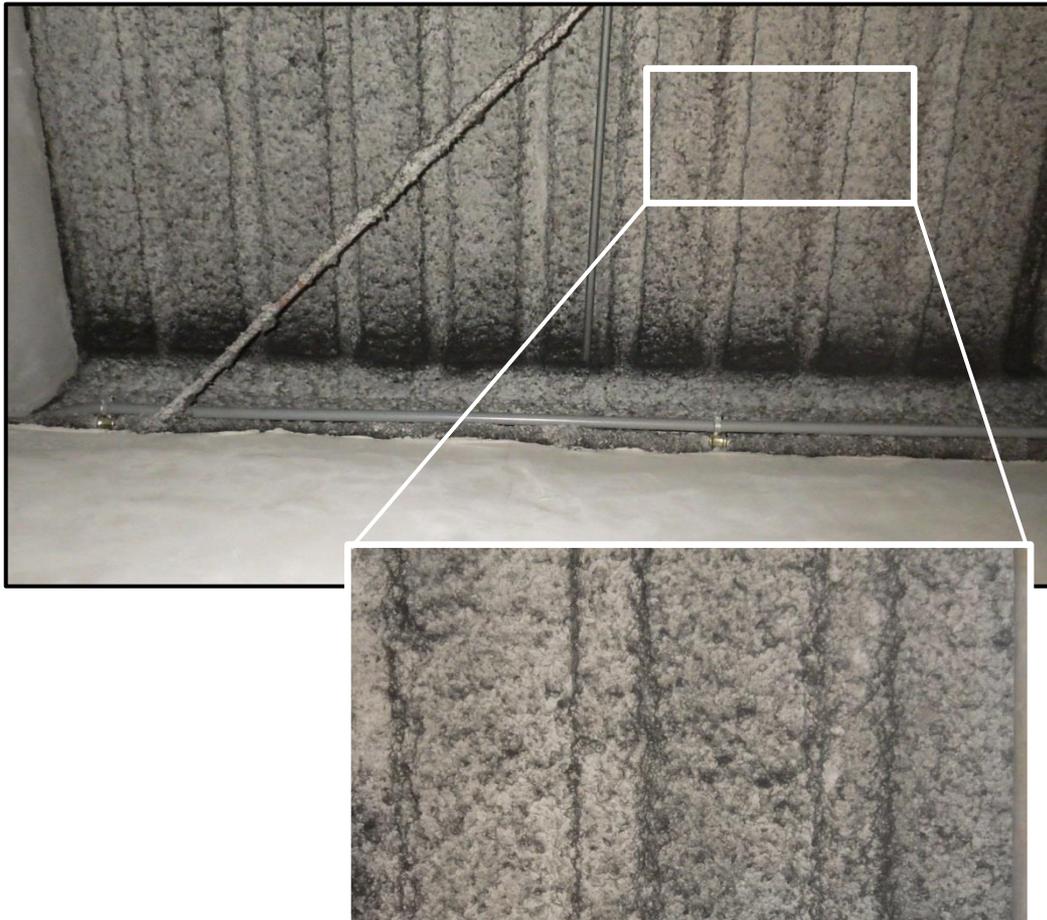


51

- 「吹付け石綿(レベル1)」として届出が必要
- 石綿濃度測定計画の届出が必要
(使用面積50m²以上の場合)
- 作業基準の遵守等が必要(掲示板も必要)

吹付け石綿とは

建物天井部の吹付け石綿



- ・主に、梁・柱の耐火被覆、壁・天井の吸音・断熱材として使用される。
- ・非常に発じん性が高く、除去の際は法により、作業場所の隔離や負圧の維持等の飛散防止対策が定められている。

石綿濃度測定計画

～大気中の石綿の濃度の測定～

- 敷地境界でのアスベストの濃度の測定・記録が必要(条例施行規則第16条の12)
 ※特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上
- 測定記録の保存期間(条例施行規則第16条の18第2項): 3年間

測定回数および測定場所

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (石綿排出等作業の日数)石綿含有 建築材料の除去、囲い込み及び封 じ込めを行う実作業の日数に限 る。)が6日までごと)	周辺4方向 (最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中最も高濃度であった場所)

●環境省通知の内容②

通知文抜粋

「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項を遵守し除去等を行うか、同項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要がある。

51



→ 作業場の隔離措置を行って除去等するか、環境省通知に基づく工法（現在9工法）により除去等する必要がある。

●環境省通知の内容②

大気汚染防止法施行規則別表第七 第一の項下欄イ～チの事項

<作業基準>

建材・作業内容	作業基準等
<p>【建材】</p> <p>吹付け石綿</p> <p>石綿含有断熱材</p> <p>石綿含有保温材</p> <p>石綿含有耐火被覆材</p> <p>【作業内容】</p> <p>掻き落とし、切断、</p> <p>破碎等</p>	<p>イ 作業場所の隔離及び前室の設置</p> <p>ロ 前室・作業場所の負圧の維持及び集じん・排気装置の設置</p> <p>ハ、ニ、ヘ</p> <p>設置した集じん・排気装置が正常に稼働するかの確認(粉じんの迅速測定等)</p> <p>ホ 薬液等による湿潤化</p> <p>ト 集じん・排気装置の確認結果の記録・保存</p> <p>チ 除去後、隔離を解くにあたっての飛散防止対策</p>

●環境省通知の内容②

同等以上の効果を有する措置(現在9工法)

- ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・ 集じん装置付き高圧水洗工法(15MPa 以下、30～50MPa 程度)
- ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法(100MPa 以上)
- ・ 超音波ケレン工法(HEPA フィルター付き掃除機併用)
- ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・ 剥離剤併用高圧水洗工法(30～50MPa 程度)
- ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法(100MPa 以上)
- ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

●環境省通知の内容③

大気汚染防止法上の運用及び留意事項について

通知文抜粋

これらの工法については、大気汚染防止法上の運用においても、施行規則別表第7第一の項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」と判断しうる目安とすることができる。また、隔離措置と同等以上の効果を有する措置と判断できる新しい処理工法が今後開発される可能性もある。

これらの工法を「同等以上の効果を有する措置」として、適切に実施し、粉じん飛散を防止するためには、装置の使用法、剥離剤の適用の可否等に精通していることが必要となる。また、施工区画を明確に定め、水滴飛沫などによる汚れを防止するためにプラスチックシート等による養生を行うことが必要である。

●環境省通知の内容③

大気汚染防止法上の運用及び留意事項について

通知文抜粋

集じん装置付きの工法では、入隅部等（窓、柱型、軒先部分など）の除去ができないため、補助的に他の工法を併用する場合があるが、その場合には、全体又は部分的な隔離養生の必要性も含め、飛散防止対策を十分に検討しなければならない。また、集じん装置の排気での石綿除去を十分に検討する必要がある。



●環境省通知の内容③

大気汚染防止法上の運用及び留意事項について

(例)

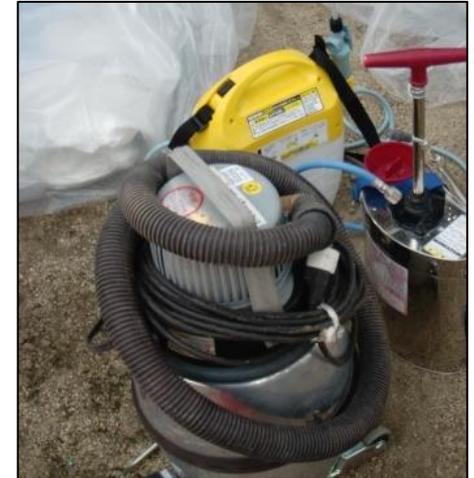
- ・集じん装置付ディスクグラインダーケレン等は入隅部以外(平面)に適用
- ・入隅部は集じん装置併用手工具ケレンを適用



集じん装置付
ディスクグラインダーケレン



手工具ケレン＋真空掃除機



集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法



届出書(鑑) の記載方法

特定粉じん排出等作業実施届出書

平成〇年〇月〇日

大阪府知事 様

届出者 住所 〇〇市△△〇丁目△番地

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 大阪 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代表
者印

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (特定工事の名称)△△ビル補修工事		
特定工事を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇△市〇〇△丁目〇番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 関西 一郎 現場責任者 関西 二郎		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ①の項 放浪・補修作業 〇〇 (特)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 平成〇年〇月〇日	※整理番号	
	至 平成〇年〇月〇日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※備 考	
特定建築材料の使用面積	62 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 512 m ² (2階建) その他工作物	
	特定工事を実施する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△ビル補修工事事務所 所長 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△町△丁目△番△号 △△株式会社 所長 〇〇〇〇 電話番号 △△△△-△△-△△△△	

吹付け石綿
にチェック

届出書(別紙) の記載方法

例: 剥離材併用手工具ケレン工法

特定粉じん排出等作業
石綿排出等作業の方法

吹付け石綿に記入

記載不要

工法の名称を記載

※特定建築材料(石綿含有建築材料)の種類及び使用面積		1 吹付け石綿 62 m ²
		2 石綿含有保温材 m ²
		3 石綿含有耐火被覆材 m ²
		4 石綿含有断熱材 m ²
		5 石綿含有成形板 m ²
※特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)の期間		平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
特定建築材料(石綿含有建築材料)の処理方法		除去 囲い込み・封じ込め・ その他()
集じん・排気装置	種類・形式・設置数	/
	排気能力(m ³ /min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	
使用する資材及びその種類		剥離材 ○○○○ 固化剤 ○○○○ プラスチックシート 0.15mm(床)0.10mm(壁) 接着テープ
その他の特定粉じん(石綿)の排出又は飛散の抑制方法		剥離材併用手工具ケレン工法
※排水	※措置の内容	
	処理装置の設置場所	
※掲示板	設置予定年月日	〇年〇月〇日
	設置場所	見取図のとおり

例：集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法

特定粉じん排出等作業
石綿排出等作業の方法

届出書(別紙) の記載方法

吹付け石綿に記入

記載不要

工法の名称を記載
(入り隅部等は 別工
法である旨を記載)

※特定建築材料(石綿含有建築材料)の種類及び使用面積		1 吹付け石綿 62 m ² 2 石綿含有保温材 m ² 3 石綿含有耐火被覆材 m ² 4 石綿含有断熱材 m ² 5 石綿含有成形板 m ²
※特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)の期間		平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
特定建築材料(石綿含有建築材料)の処理方法		除 去 囲い込み・封じ込め・その他()
集 じん ・ 排 気 装 置	種類・形式・設置数	/
	排気能力(m ³ /min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	
使用する資材及びその種類		集じん装置付ディスクグラインダー HEPA フィルター付真空掃除機、接着テープ ディスクグラインダー、固化剤 ○○○○ プラスチックシート 0.15mm(床)0.10mm(壁)
その他の特定粉じん(石綿)の排出又は飛散の抑制方法		集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ※入り隅部等については集じん装置併用手工具ケレン工法
※排出 の処理	※措置の内容	
	処理装置の設置場所	
※掲示板	設置予定年月日	○年○月○日
	設置場所	見取図のとおり

よくある質問

Q: ローラー工法の塗材除去は届出がいるか。

A: 届出は不要である。

石綿(アスベスト)が飛散する恐れがある場合は、大気汚染防止法の作業基準の遵守規定に準じて、飛散防止対策の実施(環境省通知の9工法等)をお願いする。

よくある質問

Q: 塗材はレベル3対応でいいか。

A: 吹付け材なのでレベル1対応となる。

1作業で50m²を超えていれば測定計画の届出も必要。ただし、剥離材を用いる工法等、隔離養生が不要ない工法（環境省通知の9工法等）もある。

よくある質問

Q: 工法が不明な塗材は規制対象外か。

A: 「吹付け工法による塗材」とみなすのが望ましいので、届出及び作業基準の遵守をお願いします。

届出されない場合でも、剥離材を用いた工法を選択する等の飛散防止対策(環境省通知の9工法等)をお願いします。

よくある質問

Q: 上塗り改修を重ねている外壁で、上層はローラー工法だが、下層側に吹付け工法した塗材があるといった場合は届出対象か。

A: 届出対象である。

※下層側であっても、吹付け工法の仕上塗材があれば法の規制対象となる。

よくある質問

Q: 石綿含有建築用仕上塗材の壁に行うコア抜き作業、アンカーボルト打ち込み作業は規制対象外か。

A: 作業(工事)を実施する権限を持つ市町村の環境部局に問い合わせをお願いします。(府所管市町については大阪府へ問い合わせを。)

作業内容によっては、届出(規制)対象外に。

よくある質問

Q: 試験施工をする際は届出がしているのか。

A: 作業(工事)を実施する権限を持つ市町村の環境部局に問い合わせをお願いします。(府所管市町については大阪府へ問い合わせを。)

府所管市町では、剥離材の有効性を確認する試験であれば、届出(規制)対象外となる。

ご清聴ありがとうございました

☆疑問がある、困った・・・

・工事場所を管轄する自治体の環境部署、
労働基準監督署へ相談してください。

【参考】

・大阪府HP「建築物の解体などの作業に係る
アスベスト飛散防止規制」もご覧ください。